



発行 東京都

目次

告示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全全部業務課）…一
- 保安林の指定解除予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…一
- 技能検定員審査の実施……………一
- 教習指導員審査の実施……………二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三

告示

- 東京都告示第七十二号
東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十七年七月三日
東京都知事 舛添要一

- 一 失効する知事指定薬物の名称
化学名 ニー「（四）クロロロー二・五ージメトキシフエニルアミノ）メチル」フェノール（通称名 二五C-I-N-B-O-H）及びその塩類
- 二 失効の理由
当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百十七号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため
- 三 失効年月日
平成二十七年七月四日
- 四 罰則の適用
この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 東京都告示第七十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。
平成二十七年七月三日
東京都知事 舛添要一
- 一 解除を予定する保安林の所在場所
大島町泉津字大坂八四八番三・字波牛八三五番一・八三七番一（以上三筆について次の図に示す部分に限

告示（公）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 東京都公安委員会告示第240号
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。
平成27年7月3日
東京都公安委員会
委員長 仁田 陸 郎
記
- 一 審査の種類
（1）大型自動車第二種免許技能検定員審査
（2）中型自動車第二種免許技能検定員審査
（3）普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 二 審査を受けようとする者の資格
次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者
（1）大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

<p>(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査</p> <p>大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査</p> <p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成27年8月3日（月曜日）</p>	<p>時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成27年7月21日（火曜日）及び同月22日（水曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年7月13日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p>	<p>21,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03（6717）3137 内線5283</p> <p>●東京都公安委員会告示第241号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年7月3日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p>
--	---	--

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (大型)

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (中型) 又は道路交通法施行令の一部を改正する政令 (平成17年政令第183号) 附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証 (大型)

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (普通)

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。) に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号) 第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時
平成27年8月3日 (月曜日)
時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所
警視庁運転免許本部 (品川区東大井一丁目12番5号)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時
平成27年7月21日 (火曜日) 及び同月22日 (水曜日) の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課 (品川区東大井一丁目12番5号)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年7月13日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料
12,750円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先
警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人府中国際友好交流会

三 代表者の氏名

内藤 和良

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市府中町二丁目二十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、府中市及びその友好都市であるウィーン市ヘルナルス区の市民に対して交流・協力に関する事業を行い、両市民の相互交流並びに日本国及びオーストリア両国の国際交流の増進に寄与するとともに、府中市内在住外国人並びに関係在外邦人への援助・協力など交流事業を行い、広く国際交流の進展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本サハリン協会

三 代表者の氏名

齋藤 弘美

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区大山町四十六番五号 スペースA大山町二〇二号室

五 定款に記載された目的

本協会は、サハリン(旧樺太)ならびに旧ソ連大陸に残留を余儀なくされたままになっている同胞の消息調査、日本国内の肉親確認、および同胞の一時帰国、永住帰国の支援を行う。さらに、これに関連する必要事業、関係国との国際協力活動を行う。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京アレルギー・呼吸器疾患研究所

三 代表者の氏名

牧野 荘平

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区蔵前一丁目八番六号 リバーサイドタワー蔵前一階

五 定款に記載された目的

この法人は、アレルギー疾患及び呼吸器疾患患者(発症前患者を含む)を対象として、発症前の人には予防(禁煙活動等)を、発症後の人には症状にあった治療法や薬(新薬及び未承認薬を含む)をメディア(インターネット等)や各所開催の講演会を通して情報発信し、先端医療に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソワンエスティック協会

三 代表者の氏名

下村 朱美

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区池袋二丁目二十三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、エスティックに関する講演会等による最新のエスティック情報の普及啓蒙事業及びエスティックの健全な発展と普及・振興に寄与するためのエスティックの技術向上に関する研修会・資格認定・講習会等による研修会事業、エスティック技術・エスティック商品の安全性・有効性についての基準作成・公表並びに公正な立場からの消費者相談等の市民の立場に立った消費者保護事業を行い、エスティックが市民の身近で安全でかつ効果的なサービスとなるように図ることで、日々の生活に魅力と活力を与える豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人けやき

三 代表者の氏名

岡田 守司

四 主たる事務所の所在地

五 東京都東村山市秋津町二丁目三十二番地十五
定款に記載された目的

この法人は、主に東村山市とその近隣地域に住まう精神障害者と及びその家族等に対しての相談事業、社会啓発活動、社会復帰・社会参加支援施設の運営事業を行うことにより、その利用者が地域社会において個々人の力で自立した生活を営むことができるよう支援し、地域の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002